

犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか？

犬の飼い主は、犬の生涯に1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務付けられています。犬の登録は、飼い始めた日（生後90日以内の犬の場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に手続きしてください。また、未登録の犬を飼っている人は、速やかに登録してください。

○各種手続きの窓口

本庄市保健センター、市民福祉課（総合支所仮庁舎）

○犬の登録

登録手数料 1頭につき3,000円

※登録すると犬鑑札を交付します。

転入した場合 転入前の市町村で交付された鑑札を窓口を持参してください。

転出する場合 本庄市で交付された鑑札を、転出先の市町村に持参してください。



○狂犬病予防注射済票の交付

動物病院などで狂犬病予防注射を受けたときは、獣医師が発行する注射済証明書を窓口を持参してください。

交付手数料 1頭につき550円

○犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の再交付（紛失又は破損した場合）

再交付手数料 犬鑑札 1頭につき1,600円

狂犬病予防注射済票 1頭につき 340円

※犬の鑑札と注射済票は、飼い犬の首輪などに必ず装着してください。

※犬の死亡や登録事項に変更があった場合は、本庄市保健センターへご連絡ください。

★本庄市保健センター ☎2003

狂犬病予防注射を受けましょう

右表の日程で狂犬病の集合注射を実施します。愛犬を守るためにも忘れずに受けてください。登録済みの犬については、案内のはがきを郵送しますので、注射当日は忘れずにお持ちください。3月20日（金）までにはがきが届かない人は本庄市保健センターへご連絡ください。

注射料金

1頭につき3,300円

内 予防注射接種料 2,750円

記 注射済票交付手数料 550円

※未登録の犬を飼っている人は、注射料金とは別に登録料金（1頭につき3,000円）が必要です。

※集合注射を受けなかった場合は、近くの動物病院などで必ず接種してください。料金は、集合注射時とは異なる場合があります。

★本庄市保健センター ☎2003

実施日	時間	会場
4月3日（金）	午前10時～11時30分	本庄西公民館
	午後1時10分～2時30分	若泉第二公園西側入口
4月6日（月）	午前10時～11時30分	本庄市保健センター
	午後1時10分～2時30分	中央公民館
4月7日（火）	午前10時～11時30分	北泉公民館
	午後1時10分～2時30分	本庄南公民館
4月8日（水）	午前10時～11時30分	日の出公園
	午後1時10分～2時30分	藤田公民館
4月9日（木）	午前10時～11時30分	旭公民館
	午前11時10分～11時20分	上仁手公会堂
	午後1時10分～2時30分	仁手公民館
4月10日（金）	午前10時～11時30分	本庄駅北口広場（交番西側）
	午後1時10分～2時30分	本庄保健所
4月13日（月）	午前10時～11時30分	共和公民館
	午後1時10分～2時30分	児玉公民館
4月14日（火）	午前10時15分～10時45分	太駄公会堂
	午前11時～11時30分	本泉公会堂
	午後1時10分～2時30分	風洞自治会館
4月15日（水）	午前10時～11時30分	児玉保健センター
	午後1時10分～2時30分	セルディ

空き家を解体して

ポケットパークにしてみませんか？

市では、既成市街地で問題となっている空き家対策の一つとして、建物の除却を誘導するための施策である『ポケットパーク整備事業』を行っています。

この事業では、「本庄市空き家等の適正管理に関する条例」の趣旨に基づき管理不全の空き家等が除却されて生じた土地を、必要に応じ、市が原則5年間の使用貸借契約を結び、簡易な植栽やベンチなどを設置したポケットパークとして整備します。

ポケットパークとは？

中心市街地などの道路沿いや街区内の空き地などの狭い土地を利用した広場で、地域の生活環境の向上を図る場、気軽に休める憩いの場として利用できる空間のことです。



★拠点整備推進課 ☎ 0113-8

平成27年春季全国火災予防運動を実施

防火標語（平成26年度全国統一防火標語）

『もついいかい 火を消すまでは まあだだよ』

実施期間 3月1日(日)～7日(土)

重点目標

- ① 住宅防火対策の推進
- ② 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ③ 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ④ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ⑤ 林野火災予防対策の推進

★住宅防火いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣・4つの対策

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防火用品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

住宅用火災警報器を設置しましたか？

火災から大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。設置が必要となるのは寝室です。また、寝室が2階などにある場合は階段にも取り付けなければなりません。

住宅用火災警報器はホームセンターや家電取扱店、防災設備の取扱店等で購入できます。詳しくは消防本部又はお近くの消防署へお問い合わせください。

★児玉郡市広域消防本部予防課 ☎ 04654

『飼い主のマナー』を守りまじょう

最近、鳴き声やフンなどの苦情が多く寄せられています。家族の一員として愛犬と楽しく暮らすために、飼い主としてのマナーを守りまじょう。

◆フンは持ち帰りまじょう！
愛犬を散歩させるときには、フンを持ち帰る道具を持ち、飼い主が必ずフンを持ち帰りまじょう。

※ペットのフン害にお困りの人には、啓発用の看板を無償で配布しています。希望者は本庄市保健センター、環境推進課(市役所4階)、総務課(総合支所仮庁舎)のいずれかの窓口へ直接お越しください。

◆放し飼いはやめまじょう！
犬の放し飼いは、周囲にとっては大変迷惑です。犬には、限られた自分の居場所(テリトリー)が必要です。愛犬が安心して、落ち着いて生活できるように、綱や鎖でつなぐか、柵やおりなどで囲いまじょう。

○犬の収容・しつけに関する相談は、本庄保健所 ☎ 0481-6481へ
○犬の登録・注射に関する問い合わせは、本庄市保健センター ☎ 02003へ